

委員会活動 犯罪被害者支援委員会
標茶高校木村悟君事故死事件

札幌弁護士会
弁護士 田中 貴文

1. 年も押し迫った平成14年の12月、北海道交通事故被害者の会代表の前田敏章さんから電話がかかってきた。中標津の木村悟君(当時標茶高校2年生)が平成11年10月22日に行方不明となり、10月25日に道路脇にバイクもろとも転倒して死亡していたのが発見されたが、その後友人たちから事件当日後悟君がバイク2,3台で走っていたとか、悟君が何人かの男に囲まれていたなどの話が出てきて、ご両親は単なる交通事故の単独死ではないのではないかと思っているので相談に乗って欲しいとのことであった。事故発生から既に3年以上が経過しておりなかなか難しい事案だとは思ったが、早速悟君のお母さんに電話してみた。お母さんはバイク運転中の単独事故死ではなく、何らかの犯罪に巻き込まれたのではないかとの疑いを持っていたが、話だけではよく分からない。そこで、悟君の捜査関係資料(被疑者を悟君とする道路交通法違反事件)の実況見分調書その他関係書類を検察庁で謄写することをお願いして、謄写ができたなら私に送るようお願いをした。

年明け早々お母さんから送られてきた捜査資料を見て、私は驚いた。被っているはずのフルフェイスのヘルメットが脱いだような状態になって遺体のそばに置かれ、着用しているはずの軍手や靴、靴下が不自然な形で脱ぎ捨てられていた。悟君の死因は「頸椎骨折」で「即死」となっており、自力でヘルメットや軍手、靴、靴下などを脱ぐことはできないはずである。また事件直後の実況見分では発見されなかった眼鏡を、お母さんは後日「現場」で発見したが、眼鏡は壊れておらずきちんと折りたたまれた形で現場に置かれていたとのことである。

バイクの「単独事故死」としてはあまりにも不自然な現場状況である。お母さんの電話での話だけではなかなか伝わらなかった事実が、写真や捜査書類、現場見取り図によって、明らかに「作られた現場」ではないのかとの確信に変わっていった。なお後で分かったことだが、悟君の刑事事件は平成12年2月28日に被疑者死亡を理由に不起訴処分になっており、刑事記録を閲覧謄写するまでの間に既に3年近くの歳月が経過していた。この間何人かの弁護士にも相談したということだが、捜査記録の閲覧をアドバイスする弁護士がいなかったということは実に嘆かわしいことである。被害事件の捜査を警察任せにするのではなく、被害者自身が現場の保存(写真・ビデオ撮影)、証拠物の保全をし、そして捜査機関への働きかけを行い、早期に刑事記録の閲覧・謄写をすることが最も大切なことを痛感した。

木村さんは弟子屈警察署や釧路地検にも行って、何度も適正な捜査と、真相の解明を申し入れたが、各捜査機関は木村さんたちを適当にあしらうだけだった。これらの被害者側の証拠保全活動、捜査機関への申し入れなどに

についても、弁護士が代理人として行動していれば、その後の展開も大いに異なっていたと思われる。

2. 悟君の死因は「頰椎骨折」となっているが、体には外傷はない。バイクごと立木に衝突して死亡したというのに、手、足、体などに外傷が全くないというのは極めて不自然である。現場に血痕もない。また現場は緩いカーブになっているが、路上にブレーキ操作をした痕跡はない。しかも、軍手は現場から片方しか発見されていない。悟君が行方不明になってから3日後に死体が発見されたということは、悟君は別の現場で「死亡」し、この「現場」に運び込まれた可能性も否定できない。この現場状況から「単独死」と決めつけるには相当無理がある。

そこで平成14年3月11日私はお母さんと一緒に釧路地検の捜査担当検事に面会に行った。しかし捜査としては終了しているとのことで、検事はこちらが投げかける様々な疑問には全く答えようとはせず、とにかく捜査は終わった、単独死に間違いはないと言うのみであった。

3. その後、大阪の弁護士山本大助、川西渥子、藤本一郎、札幌の弁護士青野渉、東京の弁護士菅井紀子も弁護団に加わり、現地に赴いて悟君の事件の真相解明のための調査活動を開始した。法医学鑑定も依頼した。

法医学鑑定によれば、死体の状況から死因は「頰椎骨折」ではなく、「腹腔内臓器損傷による失血死」ではないかとの考えが示された。また、実況見分調書添付写真では事故現場にあったバイクのキルスイッチが「OFF」になっていることも分かった。「OFF」の状態ではエンジンは停止しており、事故の衝撃で自然に「OFF」の位置に動くことは考えられず、そうだとすると、悟君が乗っていたとされるバイクはそもそも「動いていなかった」ことになる。なぜ悟君がバイク事故で死んだのか、謎は一層深まるばかりだった。

また、悟君運転のバイクが衝突したとされる立木も何者かによって既に伐採されていた。やはり悟君は「現場」で死亡したのではない……。

その後弁護団で現場検証、悟君の学校関係者・友人からの聞き取りなども行い、これらの調査結果と医学鑑定書をもとに、平成15年11月26日、被疑者不詳として悟君に対する傷害致死事件として北海道警察本部に対し告訴した。事件の捜査は北海道警察釧路地方本部が担当することになった。

刑事事件での告訴はテレビ、新聞などで全国的にも大きく取り上げられた。

現場の状況から見て「刑事事件」の疑いを抱くのが相当であるにもかかわらず、ろくな捜査も行わず「交通事故単独死」として処理してしまったのはなぜか。殺人、傷害致死の疑いを抱けないとしても、少なくとも「現場状況」のおかしさから「死体遺棄」事件として捜査を開始することはできたはずである。犯罪による事故死の疑いがあるのであれば「司法解剖」を行わなければならないのに、それも行っていない。弟子屈署はさっさと送検して、検察もさっさと不起訴処

分にしてしまった。残念なことに、既に死体遺棄事件の公訴時効（3年）は経過していた。

4. 告訴が終わった後、北海道警察の「報償費流用疑惑」事件が発覚した。警察は捜査協力者に「捜査用報償費」を支払っているが、これが実際には捜査協力者には支払われず、警察内部で不正流用されていたという事件である。札幌の弁護士25人は直ちに住民監査請求を行ったが、平成16年2月9日監査委員は捜査員の聴取を北海道警察本部が拒否し裏付けが取れなかったため不正と判断できないとの理由で、監査請求を棄却した。現在、「捜査協力者」として勝手に名前が使われた方の損害賠償請求訴訟、違法公金支出金の返還を求めて訴訟を提起している。

この「報償費」問題に表れているように、警察は本当に市民生活の安全を守ってくれる機関なのかはなはだ疑問がある。平成16年1月20日木村さん、山本弁護士、田中の3名が北海道警察釧路地方本部の捜査担当官に、告訴後の捜査の進捗状況を聞きにいった。担当の警察官2名は、記録用のノート以外何も持たずに現れた。告訴状はどうしたかと聞くと、あわてて告訴状（おそらく北海道警察本部からファックスで送られたもの）を持ってきた。告訴状に添付した写真、鑑定書などの資料はと聞くと、届いていないのでまだ見ていないと言う。当時の捜査資料は読んだのかというと、捜査記録はまだ弟子屈署と釧路地検にあるので見ていないと言う。いったいあなたたちは何をやっているのか。あなたたちの仕事は何なのか。告訴して2ヶ月が経過しているのに、何でこうなるのか。私たちの抗議が多少は刺激になったのか、最近になって捜査機関もようやく関係者からの事情聴取を始めた。

捜査機関は明確に答える義務がある。キルスイッチが切られているバイクは走るのか、死因は「頸椎骨折」で説明できるのか、フルフェイスのヘルメットは事故の衝撃で脱げるのか……………。

現在真相解明を求める署名運動を展開している。柳原三佳さんのホームページの「情報コーナー」「木村事件」でネット署名を行っているので、是非ご協力をお願いしたい。